

幕別町こども施策審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町こども施策審議会条例 (平成21年 3 月 25日 条例第10号) 第 1 条 略 (所掌事務) 第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) こども基本法第10条第 2 項に規定する市町村こども計画（同条第 5 項の規定により一体のものとして作成できるとされている次に掲げる計画を含む。）の策定及び変更に関すること。 ア～ウ 略 エ <u>子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第 9 条第 2 項</u>に規定する市町村計画 (2)～(5) 略 第 3 条～第 7 条 略	○幕別町こども施策審議会条例 (平成21年 3 月 25日 条例第10号) 第 1 条 略 (所掌事務) 第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) こども基本法第10条第 2 項に規定する市町村こども計画（同条第 5 項の規定により一体のものとして作成できるとされている次に掲げる計画を含む。）の策定及び変更に関すること。 ア～ウ 略 エ <u>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第10条第 2 項</u>に規定する市町村計画 (2)～(5) 略 第 3 条～第 7 条 略